

◎地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第二百十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効）

2 第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。）の規定は、
令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災
緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担
金、補助金又は交付金のうち令和八年度以降に繰り越されるもの
については、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力
を有する。

現 行

附 則

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効）

2 第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。）の規定は、
平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震
防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負
担金、補助金又は交付金のうち平成三十三年度以降に繰り越され
るものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおそ
の効力を有する。